

議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第12回総会																																																
開催日時	令和5年3月27日（月） 午後1時30分 開会 午後2時44分閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者（委員）の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩 淵 勉</td> <td>2番</td><td>佐々木 まき子</td> <td>3番</td><td>櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅 原 浩 之</td> <td>5番</td><td>田 島 幹 雄</td> <td>6番</td><td>阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴 崎 専 一</td> <td>8番</td><td>佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番</td><td>鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐 藤 幸 治</td> <td>11番</td><td>松 野 秀 郎</td> <td>12番</td><td>阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴 木 泰 子</td> <td>14番</td><td>浅 野 和 宏</td> <td>15番</td><td>五 十 嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾 張 勝 二</td> <td>17番</td><td>芳 村 忠 市</td> <td>18番</td><td>三 塚 芳 毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td><td>小 野 寺 義 幸</td> <td>21番</td><td>佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上 野 栄 公</td> <td>23番</td><td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td><td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>（は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>	1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光	4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳	7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖	10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男	13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜	16番	尾 張 勝 二	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅	19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順	22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範
1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光																																												
4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳																																												
7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖																																												
10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男																																												
13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜																																												
16番	尾 張 勝 二	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅																																												
19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順																																												
22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																												
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 佐藤 聡、主事 安保 智、 主事 三浦 翼</p> <p>書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>																																																
議 題	<p>報告第43号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第44号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第45号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第46号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第47号 令和5年度登米市農業委員会当初予算について</p> <p>報告第48号 登米市農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第81号 非農地証明願について</p> <p>議案第82号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について</p>																																																

	<p>議案第 84 号 買受適格証明願について</p> <p>議案第 85 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第 86 号 空き家に附属した農地指定解除について</p> <p>議案第 87 号 登米市農業委員会個人情報保護法施行規程の施行について</p> <p>議案第 88 号 登米市空き家に付属した農地の別段の面積の取扱いに関する規程の廃止について</p> <p>議案第 89 号 令和 5 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について</p> <p>議案第 90 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</p>
会 議 結 果	<p>議案第 78 号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第 79 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 80 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 81 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 82 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 83 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 84 号 願出のとおり証明し、許可することに決定した。</p> <p>議案第 85 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 86 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 87 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 88 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 89 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 90 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 4 年度登米市農業委員会第 12 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 買受適格証明願調査書 ・ 議案説明別冊資料 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、19 番 芳賀 秀二委員、20 番 小野寺 義幸 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p>

議長	<p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、報告第 43 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 43 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 5、報告第 44 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 44 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 45 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 45 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 7、報告第 46 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 46 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、議案第 78 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。 第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまます。 また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p>
議長	<p>進行番号 2 番について、8 番 佐藤 瑛彦 委員 《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号 5 番について、13 番 鈴木 泰子 委員</p>

議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号6番について、11番 松野 秀郎 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号7番、8番について、23番 門馬 一郎 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号9番について、15番 五十嵐 幸喜 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号11番について、4番 菅原 浩之 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号12番について、16番 尾張 勝 委員</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第78号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>

議長	<p>日程第9、議案第79号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第10、議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第4条申請が3件、第5条申請が16件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>20番 小野寺 義幸 委員</p>
20番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和5年3月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に牛舎を新築するもので、農地区分としては、農用区域域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にあり農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p>

進行番号2番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に物置を新築及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に事務所兼居宅及び車庫を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年3月27日

現地調査委員 21番 佐藤 久順 委員
22番 上野 栄公 委員
20番 小野寺 義幸 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

12番、阿部 静男 委員

12番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和5年3月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に門口・排水施設を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に物置の設置及び駐車場の整備をするもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号7番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番、11番については、別紙議案説明資料34ページから36ページ、40ページから42ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に特定建築条件付売買予定地を造成するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号12番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号13番、14番、15番については、別紙議案説明資料46ページから48ページ、49ページから51ページ、52ページから54ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号16番については、別紙議案説明資料55ページから57ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、鉄道の駅

	<p>からおおむね 300 メートル以内の区域の農地である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおおむね報告します。</p> <p>令和 5 年 3 月 27 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 13 番 鈴木 泰子 委員 15 番 五十嵐 幸喜 委員 12 番 阿部 静男 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより、議案第 79 号、議案第 80 号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 79 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 79 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 80 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 80 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 11、議案第 81 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>

事務局	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま す。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事 務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第81号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第81号「非農地証明願について」は願出のとおり証明すること に決定しました。</p>
議長	<p>日程第12、議案第82号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が21件、利用権設定が54件、一括方式が31 件となっております。</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促 進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われま す。以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 82 号を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 82 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 83 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 83 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案 83 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 84 号「買受適格証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「買受適格証明願調査書」により、農地法第 3 条と同様に確認しております。</p> <p>進行番号 1 番から 6 番について、願出人が全て同一であり、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、願出人の経営農地は 1 筆を除き全て耕作されており、その 1 筆については所定の手続きを行う予定です。保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、願出人は農地所有適確法人であり、適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、願出人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件について、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p>
議長	<p>進行番号 1 番から 6 番について、6 番 阿部 晃徳 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 84 号を採決します。 お諮りします。 本案は願出のとおり証明し、証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合には、当職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 84 号「買受適格証明願について」は、願出のとおり証明し、前述の条件により許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 15、議案第 85 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>この案件につきましては、令和 4 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 85 号を採決します。</p>

<p>議長</p>	<p>お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 85 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は、原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 16、議案第 86 号「空き家に附属した農地指定解除について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第 86 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 86 号「空き家に附属した農地指定解除について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 17、議案第 87 号「登米市農業委員会個人情報保護法施行規程の施行について」を議題とします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

議長	説明が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 87 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案 87 号「登米市農業委員会個人情報保護法施行規程の施行について」は原案のとおり決定いたしました。
議長	日程第 18、議案第 88 号「登米市空き家に附属した農地の別段の面積の取扱いに関する規程の廃止について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 88 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 88 号「登米市空き家に附属した農地の別段の面積の取扱いに関する規程の廃止について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 19、議案第 89 号「令和 5 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 89 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 89 号「令和 5 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 20、議案第 90 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
12 番委員	<p>資料9 ページに、下のほうなんですけど、「農業委員会サポートシステム」に反映し、ってあるんですけども、農業委員会サポートシステムっていうのは、どういうシステムなんですか。現在、利用されているんですか。</p>
事務局	<p>これは、国のほうの農地関係のシステムでございます。なお、これにつきましては現在、別に農業委員会のほうで農地台帳システムがございます。主に本市の農地台帳システムのほうで入力等をしており、国のほうの農業委員会サポートシステムのほうにつきましても、こちらのほうにも同じような移動関係、土地の移動に関しては入力していくということで、このシステムにつきましては平成 28 年に導入したということで、その時点までの台帳の内容につきましては、ある程度まとまっているといったところです。</p> <p>その後、二重管理という状況でございますので、入力等は進めておりますが、現在まだ完全に一致している状況ではないということでございますが、今後これはいずれ地域計画、目標地図等を作成する際には、こちらのサポートシステムを使用していくということでございますので、早急に農地台帳システムと同じ内容にしていきたいと考えているところでございます。</p>
議長	<p>阿部委員さん、今の説明で分かりますか。</p>
12 番委員	<p>平成 28 年に導入されたということなそうなんですけど、今、国のシステムだということなんですけれども、今使っているのが委員会では農地台帳システムだということで、先ほど事務局が話されたように、二重システムということだけれども、これ、どちらか一本にしないと、ただでさえ人手が足りなくて大変なのに、またこういうシステムが入ってくると、打ち込みから何から大変じゃないかなあと。ましてや、いわゆる地域計画作るのにはこのサポートシステム、国のシステムのほうが主体的に動いてくるようになれば、ますます大変じゃないか。その辺をもう少し、私からどうのこうのじゃないですけども、頑張っていたきたいと思えます。</p>
事務局	<p>私のほうから、補足の説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>只今、阿部委員がおっしゃるとおり、二重管理をしていくということになりますと、事務局職員も減員していくというような状況の中では、大変厳しいものがあるなあ、というふうに考えてございます。この農業委員会サポートシステムにつきましては、国のほうでは今、同じく国のほうで作ろうとしています eMAFF 地図というような形ものと、今後、連動していくというようなことでございます。この連動した形をもって地域計画、うちのほうで言えば目標地図を作る際に、その連動が欠かせないというようなことでございます。ということですね、県内のある自治体においては、このサポートシステム一本で運用しているというよう</p>

	<p>な所もございまして、これを今、国が開発を進めておりますけれども、その出来栄えを見させていただきながら、可能であれば、我々としてもシステムについては一本化をしたいな、というふうには考えているところでございます。この推移をまずは見ながら、我々も考えて行きたいと。国のほうでは、年度内に終わらせたいというようなことではあるんですけども、なかなか進捗が順調には進んでいないというような話も聞いておりますので、まず、うちのほうとしては、その出来具合を見させていただきながら進めて行きたいな、というふうに考えてございます。</p>
議長	阿部委員さん、よろしいですか。
12 番委員	はい。
議長	他に質疑はございませんか。
議長	《質疑なしの声あり》
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 90 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 90 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	日程第 21、報告第 47 号「令和 5 年度登米市農業委員会当初予算について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 47 号「令和 5 年度登米市農業委員会当初予算について」を終わります。</p>

議長	日程第 22、報告第 48 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 48 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を終わります。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和 4 年度第 12 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 3 月 27 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 19 番 芳賀 秀二

議事録署名人 20 番 小野寺 義幸